



元政統第384号
令和元年6月21日

公益社団法人 日本農業法人協会会長 殿

農林水産省政策統括官



令和元年産米等における需要に応じた生産に向けた対応について

令和元年産の4月末時点の作付意向調査においては、同年2月末時点のものと比較すると、主食用米については、作付予定面積が対前年で減少傾向にある県の数が増加（減少6県→15県）する一方、飼料用米（増加12県→6県）及び加工用米（増加15県→12県）については、作付予定面積が対前年で増加傾向にある県の数が減少しています。

こうした中、飼料用米、加工用米、米粉用米等の実需者からも安定供給が求められております。

こうした状況を踏まえ、飼料用米、加工用米、米粉用米等の更なる推進を図るため、令和元年産においては下記のとおり対応することとしたので、御了承願います。

記

1 加工用米取組計画認定申請書及び新規需要米取組計画書の追加・変更

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）別紙1の第5の1及び別紙2の第4の1に規定する取組計画認定申請書等の提出期限以降に追加又は変更をしようとする場合には、令和元年7月31日までに申請のあったものに限り、申請の受付を認める。

2 上記1に伴うその他の期限

上記1に伴い、以下の（1）から（6）までに掲げる書類等の追加又は変更をしようとする場合には、以下に規定する期日までに追加又は変更した書類の提出等を行うものとする。

（1）要領別紙1の第4の2及び別紙2の第3に規定する区分管理計画書については、令和元年7月31日。

(2) 要領別紙1の第6の1及び別紙2の第4の1に規定する加工用米出荷契約等については、令和元年7月31日。

(3) 要領別紙1の第6の1及び別紙2の第4の1に規定する加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表等については、令和元年8月13日、全国生産出荷団体又は都道府県出荷団体への出荷計画数量等については、令和元年9月2日。

(4) 「生産製造連携事業計画の認定等事務取扱要領」(平成21年8月14日付け21総食第497号農林水産省総合食料局長通知)第2の4に規定する新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧については、令和元年7月31日。

(5) 「経営所得安定対策等実施要綱」(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)Ⅲの2の(1)、(3)及び(4)に規定する交付申請書(IVの第1の1の(3)の②のアの(ア)により申出のあった収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出に係る生産予定面積を除く。)及び営農計画書並びにこれらに係る添付書類については、令和元年7月31日。

また、その際の要綱Ⅲの3の(1)の②に規定するそれ以外の者の分の交付申請書(正)等については、令和元年9月2日。

さらに、要綱Ⅲの3の(2)に規定する経営所得安定対策等交付金の対象作物の地域別作付計画面積報告書については、令和元年9月2日。

(6) 要綱別紙13の3の(2)の④に規定する「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」及びその関連資料については、令和元年9月2日。

3 水田フル活用ビジョンの承認

要綱別紙13の2の(5)に規定する水田フル活用ビジョンの提出期限以降に承認前の水田フル活用ビジョンの変更をしようとする場合には、要綱別紙13の2の(6)に規定する承認の通知の期限を、令和元年7月31日とする。